

平成 2 6 年 第 6 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 6 年 6 月 1 0 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	村山太郎君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	池田茂碁君	農業委員会 委員長	渡邊調君
農業委員会 農事局長	佐藤久雄君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	照井智則	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主査	小西輝昭		

---

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は3名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

---

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） おはようございます。

きょうは、昨日までの梅雨空、そしてやませとは打って変わってさわやかな天候に恵まれております。長期予報によりますと、ことしの夏は大変冷夏が予想されるということでもありますけれども、昨年までの猛暑のような極端な天候にならなければいいなというふうに思っているところでもあります。

今回、私の一般質問は不本意ながら一問だけの質問になってしまいましたが、通告に従って質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

質問の前に、訂正させていただきたいと思っておりますけれども、質問事項の字句で「定住の町内宅地事情」云々とありますけれども、その字句を「定住のための町内宅地事情と旧わくわく園跡地の有効活用について」というふうに訂正をお願いできればと思っております。

それでは、質問の内容に入りたいと思っております。

町では、少子高齢化・人口減少などの課題対策として町内外からの定住促進に力を入れております。と同時に、全国大多数の自治体も定住促進に力を入れ、定住希望者を取り合っているという状況にあるかと思えます。こうした状況の中、定住者をふやしていくには町としての魅力発信はもとより、定住促進事業とあわせ定住のための宅地環境の整備も不可欠と私は考えます。昨年でしたが、友人から子供らの町内定住のための宅地を探し求める話がありました。心当たりもなく、いろいろ話を聞いておくなというふうな返事を返したところでありました。その後、別な方からも孫が結婚するが町内に家を建てるよい土地があるもんだがやというような声、さらにことしの春には工務店の社長さんからも町内によい宅地ねえがやというようなプロの、プロでさえ難儀してる声にびっくりさせられました。続けて社長さんの話を聞いてみると業界内での情報のほか、美郷町ホームページの空き地・空き家情報なども参考にさせてもらっているが、道路事情あるいは隣家を含めた周囲環境、生活環境など考慮すると「帯に短し、たすきに長し」ということで、要望に沿った形での宅地確保に難儀しているという話でありました。加えて、美郷町の地価価格は隣接市街地に比べ、安く人気があり、できるだけ美郷町に住んでもらいたいと思ひ苦労していることも話しておられました。しかし、結果的に気に入った宅地が見つからず、定住希望者の中には町内定住を断念している方も少なからずいるようで残念であります。

現在、美郷町では町自身での宅地分譲を行っていないと聞いておりますが、定住のための町内宅地事情はどのような実態にあるのか。また、定住促進のための宅地確保に町はどのような対応をしているのか伺いたいと思ひます。

次に、町は公共施設再編事業に伴い、空き施設の有効活用を積極的に進めてまいりました。その結果、各地区の小中学校を初め公共施設のほとんどが有効活用されている状況にあります。

さて、通告にある旧わくわく園は新わくわく園の開園に伴って、その役目を終えたわけですが、町としては建屋の老朽化や耐震性の問題もあり、建屋を解体撤去し、跡地利用としては駐車場や雪捨て場としての活用を考えているようであります。

一方、園跡地は住宅街の中にあり、生活環境や利便性、あらゆる面で定住に適した地であると思ひます。前段で述べたように定住のための宅地確保が懸念される状況であれば、定住促進の観点から町としても必要最低限の対策をとるべきであると思ひます。公共施設跡地ということでいろいろな規制もあると思ひますが、将来的な見解も含め、旧わくわく園の跡地の宅地分譲は可能か、取り組みの考えはないかを伺いたいと思ひます。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願ひます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、町内の宅地事情についてお答えいたします。

まず、宅地に対する要望の捉え方についてですが、どの年代の方がどういう家族構成で、どういう生活様式を望んで宅地を求めているのかによって求めたい宅地あるいは望みたい環境は大きく違って来るものと思います。

したがって、一人一人のニーズが違うであろう状況において、全ての方が満足する宅地というのは現実的に担保するのが難しいものと思いますが、宅地開発を展開する民間事業者が存在している地域においては、求められる要件の最大公約数的な観点などで、その難しさに臨み、まさに民間活力、民活で事業展開に頑張ってきているものと存じます。行政においては、そうした民間事業者の取り組みが関係法令を踏まえた上で適切に展開され、地域づくりに資することを前提にできる範囲で支援していくことが行政の基本であると私は認識しております。

さて、そういう考え方を踏まえた宅地についての町内事情ですが、町内において宅地造成に実績のある町内企業3社からの聞き取りを行いました。宅地については、合併後37区画の造成実績があり、そのうち現在でも5区画が売れ残っている状況とのことです。もちろん今後も完売に向けて営業活動を展開する旨、伺っているところです。

また、こうした宅地造成地に対する町の対応ですが、造成後の道路除排雪の実施や、場合によっては隣接あるいは接続する町道の整備、また造成地内は町道認定されておりませんので私道となるわけですが、一定基準を満たす場合は寄附を受け付けた上で町道認定し、適切な維持管理の対象にするなど民間事業者が事業展開しやすい環境になるように対応してきているところです。

さらに、定住促進の観点では議員もご紹介ありましたが、空き家の有効活用の観点から空き家等情報登録制度を創設し、現在のところ延べ件数で27軒が登録、うち町の把握では3軒が契約に至っておりますし、さらに別な観点では今年度の予算において事業継続を認めていただきました若者定住促進奨励金制度なども事業展開し、できる限りの定住促進に努めているところです。

次に、旧わくわく園の取り扱いについてですが、跡地利用については、昨年11月18日に設置した役場内の検討委員会がその方向性をまとめ、本年1月9日には議会からもその方向性についてご意見をいただき、その上で町としては最終的な結論として建物については解体、解体後の跡地については、当面簡易駐車場として利用するとともに冬季間は雪の1次ストックヤードとして利用することとしたことは議員もご存じのところではあります。

そうした結論は冬季間において市街地の排雪を行う際、1次ストックヤードの確保が必要であるという当面の行政課題を解決することに加え、学校再編による空き施設等活用計画策定時に議

論を尽くした結果として現時点では公共施設は充足していること、しかしながら中長期的な状況変化により新たな公共施設が必要となった場合には、その活用に可能性を持たせることができることなどの理由が背景にあることも議員ご存じのとおりです。

さて、定住促進の観点から宅地分譲してはとのご提案ですが、1点目のご質問に答弁させていただきましてとおり、民間事業者が存在している当町においては、まずはそうした民間事業者が事業展開しやすいようインフラ整備や除排雪体制の整備などで支援策を講ずることが肝要と存じますし、さらにお子さんがいらっしゃる世帯については、世代については、子育てや教育で評価されるような環境の充実に取り組むことが大切であると存じます。さらに、ただいま述べましたとおり中長期的な状況変化への行政対応など、長い期間を視野に入れますと、現在のところ旧わくわく園跡地を急ぎ宅地化し、分譲することは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

7番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 意見交換会、政策等意見交換会での町側の考えを聞いていたわけですが、今の町長の話によりますとあそこの場で結論づけたというふうな見解のようではありますが、私は意見交換会の場は決してそういう場ではないのかなというふうに思って今まで出席をさせていただきました。そこら辺ちょっと違和感を感じるわけではありますが、話変わりますけれども、美郷町合併して10年目ということで盛んにこれから交付税が減少していくというふうなことを盛んに述べられておりますけれども、私は町有地を、何ていうか遊んでいる町有地を有効活用する面でもこういう対策というのが必要なのかなと。例えば町有地は非課税になっておりますけれども、それを今の例でいきますと分譲して固定資産税なり住民税なりを発生させていくというような細かなそういうふうな対応も必要ではないかなと。

それから、わくわく園は何ていうか簡易的に駐車場にするという話でありましたけれども、一度に全区画を全部分譲する必要はないと。最低限の分譲をしながら様子を見ながらつけ足していくと、そういう考え方も持てるのではないかと。造成の必要もない、さっき町長がおっしゃいましたように除雪の新たな延長もない、そういう面では経費がすこぶる安くできるという利点を持っていると思います。いずれそういう財政的な面からしてもそういう試みを、これからもっともっと税を生むような形での活用を考えるべきでないのかなというふうに思っておりますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

初めに、政策等意見交換会で結論づけたというふうに議員がおっしゃいましたが、決してそうではありません。先ほど答弁で申しましたとおり、議会からご意見を頂戴し、その上で町として決定しているということですので、ご意見は頂戴しましたが、決定するのは私ども執行権ある立場として我々の責任において決定しているということにご理解ください。

その上で、次のご質問についてですが、遊休町有地については、ここしばらくの間、毎年売却をしていることは議員もご承知のとおりです。それは言うまでもなく固定資産税を生むことで町の財政事情を改善しようという意図をもってやっております。ぜひその点をご理解をいただきたいと思います。

そして、わくわく園の跡地利用については、先ほど答弁で述べましたとおり、決して遊ばせているわけではなくて、当面雪の1次ストックヤードに使うという行政課題解決に向けた取り扱い、使い方をするとということでもありますので、決して遊休町有地化させるためではないということ、あわせてご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

---

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、セルフメディケーションによる健康長寿への取り組みについて伺います。

町としてセルフメディケーションによる健康長寿の取り組みを推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図っていく方針が示されましたが、自己責任の強調、医療機関の受診の抑制また公的責任の後退などが危惧されます。健康で長生きは住民の共通の願いだと思います。また、自分自身の健康に自分で責任を持ち、自己管理していくことも当然だと思いますが、そのために住民への啓蒙啓発をし、住民の意識を高めていくことはこれまでも町が担ってきたことであり、今後も町が責任を持ってやるべきことだと思います。

医療費が全国一低い長野県では、その理由として保健師や食生活改善推進員などの活発な健康活動や高齢者を地域や家族が支えていること、高齢者の就業率が高いことなどが挙げられていま

す。当町においてもこうした保健活動を、より積極的に進めていくことが大事だと思います。セルフメディケーションによる取り組みが自己責任を強調するようなことになってはなりません。町がより積極的に高齢者の健康づくりに携わることで自分の健康は自分で守るという住民の意識を高めていくことにつながる取り組みをするべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

軽い症状の緩和や予防に一般用医薬品を使用して治療することが示されていますが、医療機関の受診抑制で重大な疾患などの発覚がおくれる可能性も考えられますが、その点についてはどのように認識されているのか伺います。

東京都の多摩地域西部にある日の出町では、2009年に75歳以上の医療費を無料化して5年になりますが、町が推進している健康事業との相乗効果で1人当たりの医療費が減少しています。無料化で病院にかかるのをおくらせず、病気を長引かせないことで医療費を抑えることができた。当初心配された医療費高騰にはならず、逆に健康増進に目が向き、医療費抑制につながっているとのこと。病気は早期発見・早期治療が大切です。軽度のうちに医療機関を受診し、早期発見・早期治療で医療費の増大を抑えることにつながるとは思います。いかがお考えですか。

取り組みでは一般に売られている一般用医薬品の活用、健康診断の受診となっていますが、市販薬は値段も高く、とりわけ年金が頼りの高齢者にとっては経済的な問題も発生します。なかなか気軽に薬局を活用ともいえないと思いますが、その点はどのように受けとめているのかお伺いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

セルフメディケーションによる健康長寿への取り組みについてですが、さきの3月定例議会の施政方針で触れておりますが、セルフメディケーションについてWHO（世界保健機関）は、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」と定義しております。最近、日本においてこの取り組みが活発化している背景には、日本の医療が国民皆保険制度のもと、比較的安い自己負担で質の高いサービスが提供されているため、コンビニに行くような感覚で時間外に医療機関の救急外来を受診する、いわゆるコンビニ受診や軽い症状でも専門医療機関を受診する状況が散見され、その結果、3時間待って3分間診療という揶揄にあるように限られた医師のマンパワーや医療資源が真に医療の必要な人に適正に配分されず、その配分を最適化する必要があること、また日本の平均寿命は男性が79歳、女性が86歳を超え、世界でも有数の長寿国であるものの健康で生活している寿命、つまり健康寿命が男性で70歳、女性で73歳と平均寿



命と比べ男女とも約10年短くなっているため、その差を縮めるよう老若男女全ての人が自分自身の健康に意識を持ち、その維持増進に実践を求められていることに、どうかご理解をお願いいたします。

さて、ご質問の1点目についてですが、セルフメディケーションの取り組みについては、自己責任を強調して行政は関係ないという概念整理ではないことに、まずはご理解をお願いいたします。従前と同様、町としては議員ご指摘の保健活動など町の役割を実践し、その結果として自分の健康には自分が責任を持つという意識の向上に努めてまいる考え方ですので、議員のお考え方と同様ですので、ご理解をお願いします。

2点目の重大疾病の発見がおくれるのではないかという懸念についてですが、セルフメディケーションは医療機関に行くなという受診抑制の概念整理でないことにも、どうかご理解をください。あくまでも軽度な身体の不調は自分で手当てすることという概念です。では、どの程度が軽度な身体の不調なのかとなりますが、それはその方ご自身の判断となります。これまでのご自身の経験の中で、これは軽度だな、あるいはこれは医療機関に行くべきだということを判断し、その判断に従って対処することが大切です。また、そのことがご自身の健康に対する意識向上にもつながると考えておりますので、ご理解ください。

なお、重大な疾患にならないために町としてはがん検診を初めとする各種健診を実施しておりますので、それぞれの保険者が行う特定健診とともに適切に受診していただき、発見が遅くなることのないようにしていただきたいと存じます。

3点目につきましては、町の集団健診などが早期発見・早期治療によって医療費軽減を目指していることは議員もご承知のことと存じます。そういう意味では議員のご指摘は、まさにそのとおりであると考えておりますが、町もその認識のもと、セルフメディケーションで求めたいことは受診抑制ということではなく、ご自分で手当てできる場合にはご自分で対応しましょうということですので、あわせてご理解をお願いいたします。

最後に医療費の質問ですが、医療機関受診による薬剤処方には本人負担と保険者負担が発生します。保険者負担の増嵩は結果的に被保険者に保険税として賦課される仕組みですので、まずはその理解が必要です。

次に、市販薬と医療機関受診に伴う薬剤処方の自己負担額の比較についてですが、この事例は一事例でしかありませんので、全てが普遍的に同様であると申すわけではないことに留意して聞いていただきたいと存じます。アレルギー性鼻炎治療に係る医療用と市販薬を比較したケースですが、自己負担額はほぼ同額となっております。したがって、市販薬の活用に経済的負担の増加

は伴っておりません。ただし、医療機関での受診の場合、診療と調剤の自己負担分以外は保険から支払われますので、その分が被保険者に回ってくるということになります。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

再質問を許可します。

○9番（泉 美和子君） 取り組みに当たって共通の認識の部分もたくさんありましたけれども、「軽度」の判断というところでなかなかそれぞれの判断があって、そこが一番難しいのではないかと思います。そういうことを、これから町がいろいろ住民の健康のためにこれまで活動してきたこととあわせていろいろ意識改革に取り組んでいかれることだと思いますけれども、そういう点を十分注意していただきたい。そういう点というのは、何ていいますか、受診抑制ではないといいますが、私はぱっとう説明を受けたときに、簡単に言うと医者にかかるのをなるべく抑えることだなというふうな判断をしました。そういう受けとめ方に住民の方がならないような対策を、ぜひやっていただきたいと思います。そして、何よりも一番の健康の取り組みの問題は、やはり質問でも言っておりますけれども、町がこれまで取り組んできている保健活動を、繰り返し繰り返し訪問したり、保健師さん、栄養士さんの指導ですね、そういうことをやっぱり繰り返し繰り返ししていくことだと思います。即認識が変わるわけではありませぬので、そうした取り組みを、十分進めていくためにも保健センターの充実ですね、保健師さんをふやすとか、そういうことをしながら健康長寿への取り組みを進めていくべきだと思います。

それから、医療費の適正化ということでそこだけが強調されることのないように、それも私はぜひ強調したいと思います。いろいろ全国的な例でいけば、今までの行政の公的責任で取り組んできた、そういう長い結果が医療費を抑えているということが出ていますので、繰り返しになることですが、そういうことを、ぜひ注意しながら進めていただきたいということです。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） 再質問といえますか再要望といえますか——に、お答えいたします。

いずれ誤解されないような受けとめ方をされるように、我々としては十分な説明に留意してまいりたいと思います。

また、保健センターの役割、機能については、従前と変わるものではなく、議員おっしゃったとおり十分にその機能を発揮するという認識は共通でありますので、その認識のもとで今後とも事業展開してまいります。

また、医療費を削減するということではないということも冒頭、最初の質問と同義でありますので、そうした誤解を招かないような説明に留意してまいりたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。——はい。

それでは、次の質問に入させていただきます。

○9番（泉 美和子君） 次に、医療・介護総合法案について質問いたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（案）が国会で審議中ですが、医療・介護制度に関係する10本を超える法改正の内容が一本化されているものです。盛り込まれている内容は医療・介護という国民生活に大きく影響するものであり、本来ならば別々の法案として審議を尽くすべきものです。ましてや介護保険法改正（案）は給付削減、負担増がめじろ押しの改悪案であり、予防給付の見直しについては、自治体や介護関係者などからも反対の声や実施を危ぶむ声が多く上がっているものです。

介護保険法の改正案についての以前の私の質問に町長は、高齢者の生活実態や介護保険の現状を踏まえた検討が進められていると受けとめているとのことでありましたが、今国会審議の中で明らかになってきたのは高齢者の健康や暮らしの実態を見ない介護保険外しのやり方です。医療の改正では、病床の大幅削減を進める内容です。都道府県に病床再編計画をつくらせ、従わない場合はペナルティまで科して在宅に押し戻す計画です。診療報酬改定でも重症患者を治療する病床の基準や入院できる日数制限などを厳しくするものです。早く退院させないと病院の収入が減るため患者追い出しが強まります。こうした病床再編の受け皿として地域包括ケア体制の整備を国は強調していますが、訪問看護師や介護職員の人手不足が深刻化しています。国の予算削減ありきの在宅化では、医療や介護を切れ目なく提供し、住みなれた地域で最後まで暮らせるようにするという国のスローガンも絵に描いた餅に終わるだけです。医療・介護総合法案は入院患者を在宅に押し戻す一方、要支援者、軽度者への在宅サービスを後退させ、施設入所も制限するというものです。そこにはひたすら給付費削減のため公的保険で医療・介護を受けられることを限定する発想しかありません。こんな改悪が一体で実行されたら介護難民、漂流患者はふえ続けるばかりという批判の声が多く出されていますが、町長はどのように受けとめているのかお伺いいたします。

今回の見直し案には、地域包括ケアシステムの構築に向けて在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進、地域包括支援センターの推進などが地域支援事業の課題として盛り込まれています。認知症の人や家族に対し、支援を行うため認知症初期集中支援チームの新設、認知症地域支援推進員の増員など認知症支援を拡充するとしていますが、当町ではどのように検討していくおつもりかお伺いいたします。

また、新たにボランティアなど生活支援の担い手育成・発掘など地域資源の開発、ネットワー

ク化を行う地域コーディネーターを配置するとしていますが、この点はどうか検討していくのかお聞かせください。

最後に、要支援者向けの訪問介護・通所介護を代替サービスに置きかえることについてですが、モデル事業を実施している自治体では10年以上受けてきた介護保険の生活援助を無理やりやめさせられ、ボランティアの家事援助に切りかえさせられたなどの例が出ています。国は地域支援事業に変わっても要支援者は引き続き必要なサービスを受けられると主張していますが、市町村の裁量任せであり、しかも事業予算には上限がかけられ、国から給付費の削減を義務づけられることとなります。サービスが後退することは明らかだと思いますが、この点についてはどのように受けとめているのか。また、どういう対策を検討していくおつもりか伺いたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（案）につきましては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆる社会保障改革プログラム法に基づく措置として効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療・介護の総合的な確保を推進する趣旨のもと、現在国会で審議中である旨ご理解ください。

法案では都道府県における新たな基金の創設と医療・介護の連携強化、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化などがその柱となっており、高齢化の進展に伴いニーズの多様化や費用の増大が見込まれる医療・介護分野において制度の充実と重点化・効率化を図る内容のようですので、1点目についてですが、議員がおっしゃる介護難民や漂流患者が増加するというご指摘とは違うのではないかと受けとめております。

2点目の町内人口の高齢化に伴い増加が見込まれる認知症対策は、今後の町の福祉施策における重要な課題であると認識しております。そのため平成25年度においても六郷高校1年生対象のものを含め、認知症サポーター養成講座を3回開催し、登録者数はこれまでで1,008人に達しました。このほかにも町内の介護支援専門員と民生委員の合同研修を7月と11月に実施するとともに、サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトの情報交換会も開催するなど認知症の高齢者を地域で支える取り組みを進めております。

ご質問の認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置につきましては、平成27年4月予定の改正介護保険法施行後取り組み可能な保険者から順次実施し、30年度から全保険者で実施するスケジュール案が厚生労働省から会議資料で提示されております。

当町の介護保険事業は、ご承知のとおり2市1町で構成する一部事務組合で運営しております。現在のところ法改正の状況や関係通知の内容確認、近隣市の動向確認の状況であり、具体の検討はこうした情報を踏まえて今後の取り組みとなります。引き続き介護保険事務所などと意見交換しながらスケジュールにのっとり対応してまいります。

なお、認知症初期集中支援チームについては、日本認知症学会等が定める専門医など認知症について知見を有する医師がチーム員として加わらないと編成できないことになっているようですので、どのような方式で実施できるのか十分な検討が必要なものと考えております。

3点目の（仮称）生活支援コーディネーターについてですが、先ほどの認知症施策と同様平成27年度以降取り組み可能な保険者から順次実施し、30年度から全保険者で実施するスケジュール案のようです。現在のところ情報収集の段階であり、具体の検討は今後となりますので、介護保険事務所と意見交換するとともに構成市の動向も把握してスケジュールにのっとり対応してまいります。

なお、現在、町ではボランティア団体への助成のほか社会福祉協議会と連携して配食サービスなどを実施しておりますので、今後とも従前の取り組みの蓄積を大切にしております。

4点目については、昨年12月の定例議会においても答弁もさせていただきましたが、要支援者向けのサービスのうち訪問介護と通所介護について、介護保険給付から地域支援事業に移行したとしても現在と同様のサービスを受けられることは可能なようです。どのような基準で事業を実施するかなど制度の詳細はまだ不明であり、国から削減が義務づけられていると議員おっしゃいましたが、それも不明ですので、前進なのか後退なのかも含めて詳細がわからないのでお答えできないことにご理解ください。

いずれ制度の詳細が判明次第、適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）はい。

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

---

◇村 田 薫 君

○議長（高橋 猛君） 次に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

(5番 村田 薫君 登壇)

○5番(村田 薫君) おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、親向けに「婚活本」の作製と配布をという事項でございます。

質問要旨ですが、世間話や何かの集まりがあると子供や孫にまだ嫁または婿がいなくて困っている、誰かよい人はいないものか、生きているうちに何とかしてやりたいといった話題が必ず出てきます。あきた結婚支援センター長のお話では、毎日親からセンターへ、親が年をとっていくのに子供は結婚に無関心で、親から何回も切り出せず、どうしたらよいのか。または、家族で話が盛り上がり困っているという相談が寄せられているとのことでした。日常的に結婚適齢期の20歳から40歳ぐらいまでの子供や孫を持つ親や祖父母にとり、頭の痛い問題であると思います。結婚を希望する男女の出会いや支援などについては、支援センターのほうで参加者同士の顔が見え過ぎないように広域に行っていることは非常によいことであると思っております。私は、独身の子供を持つ親が家族同士で話し合いをするきっかけになる手本や、いまだに家柄などに偏見を持っていることなどを取り払い、適齢期の子供の結婚を高揚させる手引き的なものが必要であると思っております。本町では支援センターとは別な角度で最新の結婚事情を親の世代にも理解してもらうことに狙いをつけた親向けの婚活本を作製することを提案するものですが、どうお思いでしょうか。

最近、国の有識者でつくる日本創成会議の人口減少問題検討分科会からの報告によりますと、2040年、あと25年ぐらい後には子供を産める若年女性が半数以下になり、人口減少で行政機能が成り立たず消滅する自治体が全国で896に上り、このリストの中に美郷町も入っておりました。「消滅」という言葉は住民には大変ショックな言葉であります、消滅しないための取り組みを重ねることで地域崩壊を妨げなければと強く思っております。

ほかの自治体に前例はありませんが、早々に結婚を希望する独身男女への情報発信だけではなく、親向けに子供の結婚情報発信を本格的にしていく考えはないのでしょうか。親向けの婚活本を小冊子形式で作成し、無料で地域のコミュニティセンター、飲食店、コンビニ、人の集まるジャズコンサートなどイベント会場に出向いて繰り返し緻密に配布して、ひいては町全体で真剣に取り組んでいくべきと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長(高橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、これまでの美郷町の結婚支援に関する取り組みについてご説明いたします。

町では、結婚支援の一環として平成17年度から19年度にかけて出会いの場創出事業として婚活に関するイベントを実施したことは議員もご承知のとおりです。しかしながら、登録者数、とりわけ女性の登録者が少なかったことなどから町単独での事業継続は困難となり、この事業を取りやめた経緯があります。議員ご指摘のように登録者や事業参加者同士の顔が見え過ぎるということがあったのかもしれないと考えております。こうした経緯を踏まえ、町では県に対して結婚支援は単独市町村の取り組みでなく、より広域的な取り組みが必要である旨要望してまいりましたが、こうした各地からの要望を踏まえた上で県は平成23年度あきた結婚支援センターを設立し、出会いにつながるイベントの情報発信や結婚相談などを行っているところです。

その登録会員数は、ことし4月末現在で2,027名となっており、成婚報告者数も平成24年度で142名、平成25年度で188名と年々増加傾向である旨報告をいただいております。町としては今後ともPRに努め、成果につなげていきたいと存じます。

さて、議員ご提案の親向けの婚活本ですが、いわゆる婚活本については、それをテーマにテレビ放映もあったように多数の本が市販されております。その読者対象は基本的に結婚を望む方々となっておりますが、その本を拾い読みいたしますと親のかかわりをマイナス意識で捉えている本も散見され、多様な価値観を実感するところです。こうしたいわゆる婚活本ではなく、結婚に関する情報提供という観点では議員ご質問のように最新の結婚事情を親世代に理解してもらうため、未婚や晩婚化のデータや背景を説明しながら結婚支援策の取り組みなどを紹介する情報誌的な冊子を、県レベルで発行しようとする県が四国地方にあると伺っております。こうした取り組みは価値観の多様化を背景にした結婚問題の難しさを踏まえるとともに私どものかつての取り組み実績も踏まえますと、やはり広い範囲で取り組むことが効果的と考えられますので、美郷町としては単独で実施することは考えておりません。

一方、市販されている婚活本については結婚希望者向けとはいうものの、親にとってもこの問題に対する重要な情報把握になるものと存じますので、親と子が話し合うきっかけとしてご自分の価値観に合う本などを見つけ、それを参考にしながら話し合うことも意義あることではないかと考えております。

なお、議員ご指摘のとおり結婚問題は結果的に人口問題に直結しますが、さきの衝撃的な日本創成会議の試算発表を踏まえ、先日役場内に人口減少に関するプロジェクトを立ち上げ、これまでの取り組みに加え、新たな取り組みの可能性などについて、今後一定時間をかけて議論することとしております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。

はい、再質問を許可します。

○5番（村田 薫君） 再質問ではありませんが、最後に結びといたしまして、まず町でも大変真剣に取り組んでいるということは実感いたしました。私たち議員の中でも少子化について真剣に取り組んでおりまして、本町としてもかなり前向きな姿勢を評価させていただいて、これからも一生懸命取り組んでいきますということで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 猛君） これで、5番、村田 薫君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前10時48分)